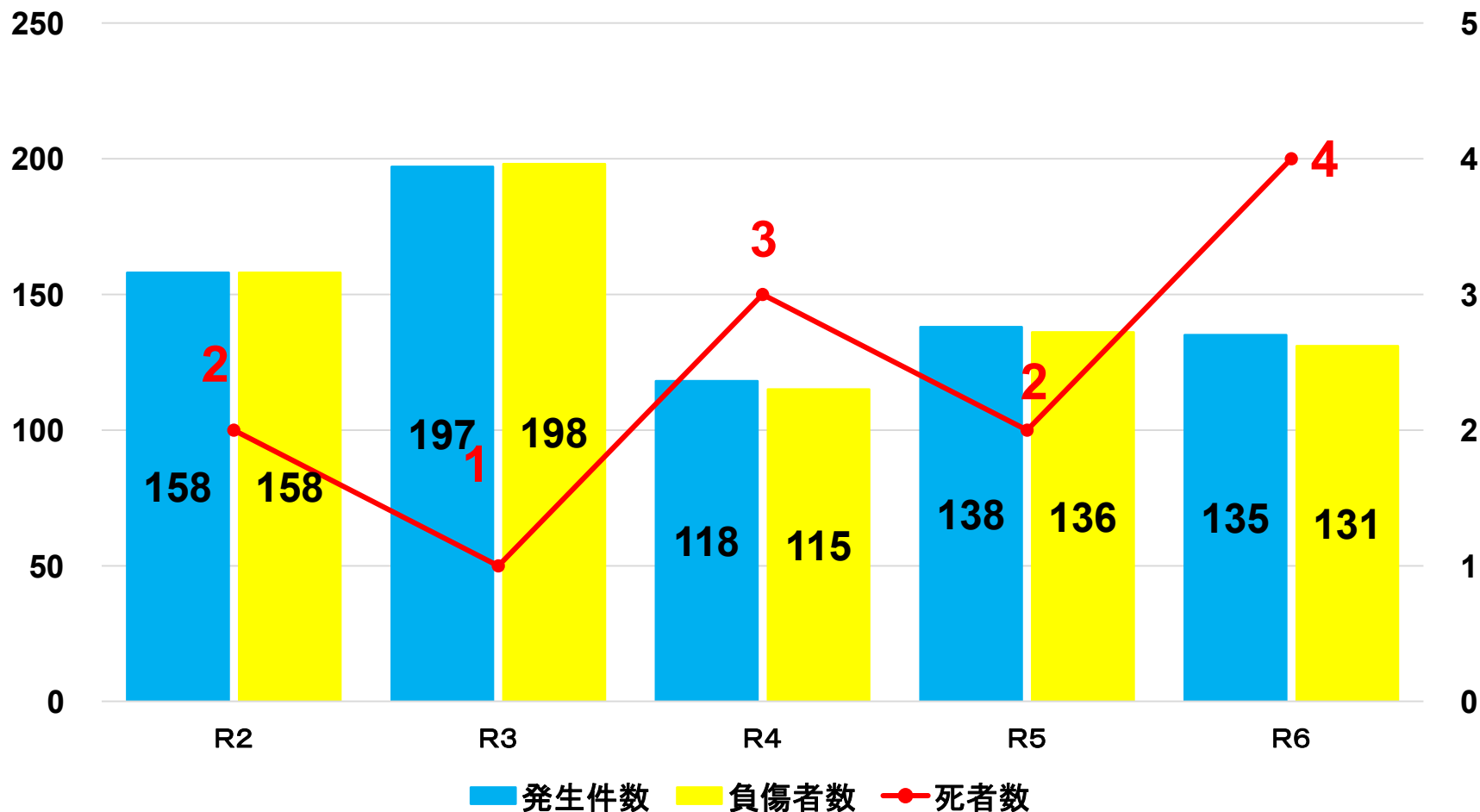


令和7年度安全管理指導者研修会

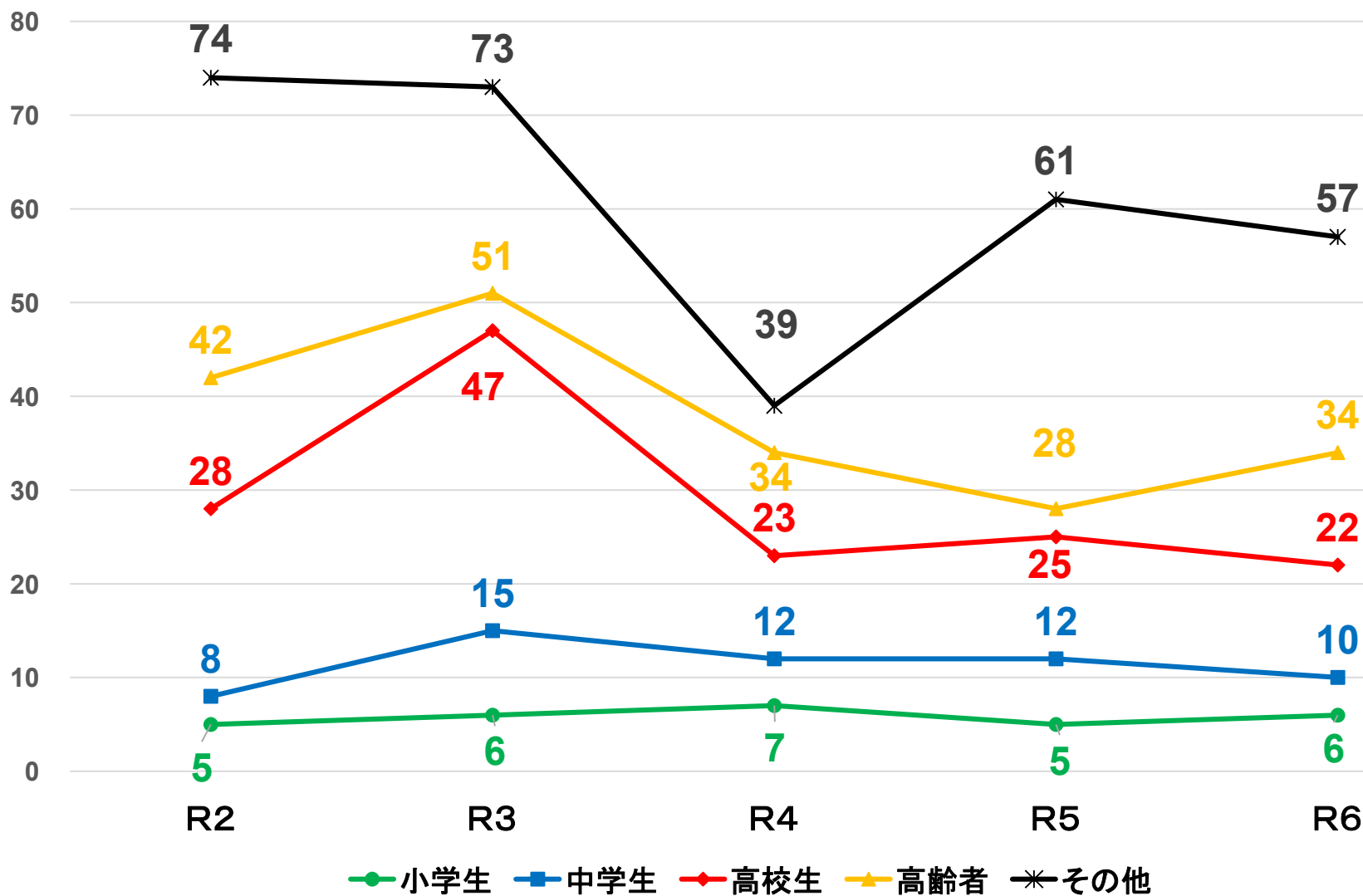
安全な自転車利用について

秋田県警察本部
交通企画課

自転車に関する交通事故



自転車事故の年齢別負傷者



自転車の位置付け

道路交通法では、自転車は「**軽車両**」に該当し、「**車両**」の一つです。

「**車両**」であることから、自動車やバイクと同じように法律に定められた**交通ルール**を守する必要があります。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

自転車利用者の交通違反

令和6年中に発生した交通事故
で負傷した**自転車利用者**のうち、
約3割に交通違反が認められます。

自転車事故に直結する 交通違反の例

- ・ 一時停止標識がある場所で
一時不停止
- ・ 信号交差点での信号無視
- ・ 運転中の携帯電話操作による
前方不注視

ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法の一部改正により、
令和5年4月1日から
自転車のヘルメット着用在
努力義務
となっています。

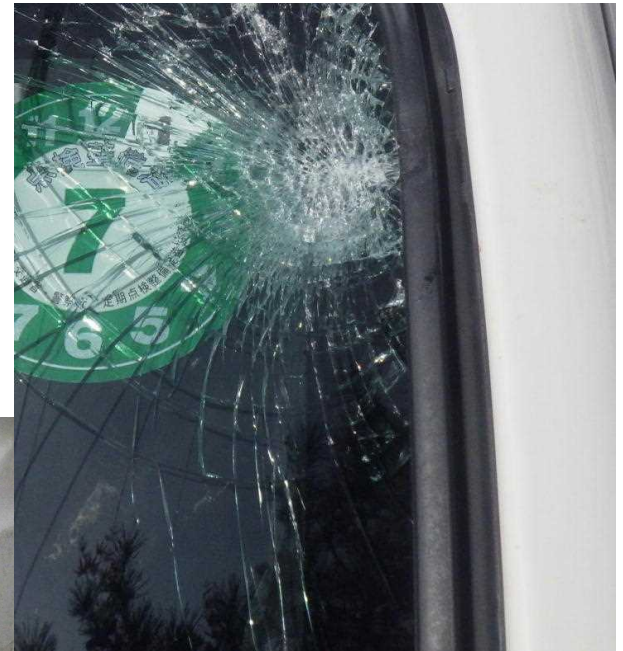
自転車乗車用ヘルメットの着用率

	R6	R5
全国平均	17.0%	13.5%
青森県	9.1%	2.5%
岩手県	10.6%	7.6%
宮城県	13.1%	10.8%
秋田県	10.0%	3.5%
山形県	10.2%	8.9%
福島県	18.2%	4.3%
愛媛県	69.3%	59.9%

ヘルメット着用の必要性

ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていたときに交通事故で死亡した人のうち、約半数は頭部に受けた損傷が致命傷となっています。

ヘルメットは あなたの命を守ります



ヘルメットは正しく着用

- ・頭の大きさに合った**サイズ**
- ・**正しい角度**で**左右均等**にかぶる
- ・**あごひも**は必ず締める

自転車交通違反

令和6年11月1日からは、

酒気帯び運転

携帯電話使用(ながら運転)

については、罰則が適用

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

携帯電話使用(ながら運転)

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車交通違反

令和8年(2026年)5月までには、
16歳以上の自転車交通違反は
交通反則切符(青切符)の対象

自転車走行中の信号無視や一
時不停止、通行区分違反など一定
の違反が対象

自転車交通違反

これらの違反を反復した人は、

自転車運転者講習

の受講義務が生じる

講習時間・・・**3時間**

講習手数料・・・**6,150円**

講習受講しないと**5万円以下の罰金**

特定小型原動機付自転車 (いわゆる「電動キックボード」)

- 16歳以上であれば運転免許不要
- ヘルメット着用は努力義務
- 飲酒運転は厳禁
- 車道通行が原則(左側を通行)

1 原動機付自転車の車両区分

旧法

原動機付自転車

現在の道路交通法

原動機付自転車

一般原動機付
自 転 車
(旧法の原付)

特定小型原動機付
自 転 車

特例特定小型
原 動 機 付
自 転 車

特定小型原動機付自転車とは

(1) 定義

道路交通法第2条第1項第10号【原動機付自転車】

原動機付自転車

一般原動機付
自 転 車
(現行の原付)

特定小型原動
機 付 自 転 車

特例特定小型
原 動 機 付 車
自 転 車



【特定小型原動機付自転車の定義】

車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技術を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの。

特定小型原動機付自転車とは

(2) 車体の大きさ及び構造

内閣府令：道路交通法施行規則第1条の2の2

第1号【車体の大きさ】

- ・ 長さ 190cm以下
- ・ 幅 60cm以下

第2号【車体の構造】

- ・ 定格出力0.60kw以下の電動機
- ・ 速度20km/h以下
- ・ AT車（クラッチ操作を要しないもの）
- ・ 走行中に最高速度の設定変更ができないこと
- ・ 最高速度表示灯の備付け（道路運送車両の保安基準第66条の17）

参考

普通自転車の大きさ

- ・ 長さ 190cm以下
- ・ 幅 60cm以下

特定小型原動機付自転車とは

(3) 最高速度表示灯

道路運送車両の保安基準第66条の17

- 昼間にその前方及び後方25mから点灯を確認できる
- 灯火の色は緑色
- 原動機が作動している場合には常に点灯
- 方向指示器と併用可

最高速度表示灯
(方向指示器併用型)



特定小型原動機付自転車とは

(3) 最高速度表示灯

道路運送車両の保安基準第66条の17



最高速度
表示灯

